

1 融資の目的

この融資は、市内中小企業者等に対し、事業に必要な資金の融資のあっせんを行うことにより、事業の健全な育成を図り、もって中小企業者等の経営の安定に寄与することを目的としています。

2 受付期間 随時

3 融資の対象者

① 融資を受けることのできる事業者等

- 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合などの中小企業組合

② 申込みの日以前1年以上引き続き市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。

③ 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。

(中小企業組合にあっては、その構成員の2/3が指定する業種を営んでいること。)

④ 事業内容が堅実で、資金の返済が確実と認められること。

⑤ 市税及び事業税を期限内完納していること。

⑥ 埼玉県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けている者にあつては、その融資に対する償還を延滞していないこと。

⑦ 埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた者にあつては、その代位弁済による債務を完済していること。

⑧ 手形交換取引停止処分中（停止処分に準じるものを含む。）でないこと。

4 融資あっせん条件

① 融資の条件

資金 用途	融 資 限度額	融資利率（固定金利）	融資 期間	据置 期間	償還 方法	保証 料率
運転 資金	2,000 万円	返済期間が 3年以内 年 1.40%	8年 以内	1年 以内	月賦 償還	0.45% ~1.59% の範囲内
設備 資金		3年超から5年以内 年 1.50% 5年超から12年以内 年 1.60%	12年 以内			

(注)・運転資金と設備資金の併用ができます。なお、追加融資は、融資限度額から申込時の融資残高を除いた額の範囲内です。

② 担保は、必要に応じ徴求する。

③ 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。

④ 連帯保証人は、個人事業主は原則として不要。法人の場合は保証協会の定めによる。

⑤ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記保証料率に0.25%又は0.45%上乘せになります。

5 取扱い金融機関

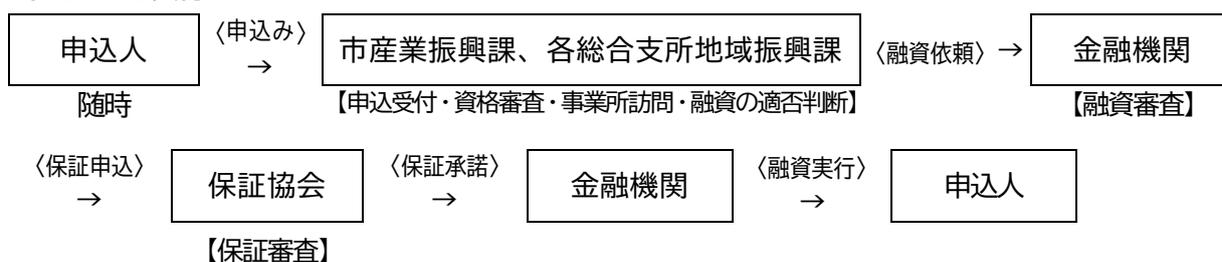
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店 | <input type="checkbox"/> 足利銀行 加須支店、古河支店 |
| <input type="checkbox"/> 武蔵野銀行 加須支店 | <input type="checkbox"/> 埼玉縣信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店 |
| <input type="checkbox"/> 川口信用金庫 鷲宮支店、栗橋支店 | |

6 申請書類及び添付書類

No.	書類名	個人	法人	備考	フィク
1	加須市中小企業事業資金あっせん申込書	○	○		
2	決算書、申告書等（2年分）		○		
	決算後6か月経過した場合、合計残高試算表 確定申告書、青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表）、 収支内訳書（2年分）	○	○		
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	法務局	
	閉鎖謄本（対象の方のみ）		○	法務局	
	営業証明書	○		税務課	
4	許認可証の写し（許認可事業を営んでいる方のみ）	○	○		
5	法人の印鑑登録証明書		○	法務局	
6	個人の印鑑登録証明書	○		市民課	
7	納税証明（市税完納）等申請書	○	○	税務課	
8	事業税の納税証明書	○	○	県税事務所	
9	事業の概要等調書	○	○		
10	見積書、カタログ、設計図、建築確認済証の写等	○	○	設備のみ	
11	経歴書	○	○		
12	個人情報提供に関する同意書	○	○		
13	連帯保証人 印鑑登録証明書 所得証明書又は源泉徴収票等 資産証明書又は固定資産税（都市計画税）の課税資産 明細書等 完納証明願（連帯保証人用）		○		
14			○		
15			○		
16			○		

※申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

7 申込みから貸付まで



8 当融資を利用した方への補助制度 — 利子補給制度と信用保証料補助制度 —

- ・ 埼玉県信用保証協会に支払った保証料を最高30万円まで市が助成します。
- ・ **支払利息の20%**を市が補助します。

※完済後一括補助又は毎年補助（1年間に支払った利子に対する補助）の選択ができます。

＜申込み・問合せ＞

加須市役所 経済部 産業振興課

加須市三俣2-1-1

TEL 0480-62-1111